

武蔵村山市における小中一貫教育の在り方について



平成27年10月

武蔵村山市立小中一貫校の在り方検討委員会

目 次

第1章 求められる小中一貫教育

- 1 義務教育の課題
- 2 新しい時代の義務教育

第2章 武蔵村山市の小中一貫教育

- 1 平成13年度「武蔵村山市幼（保）・小・中学校の連携のあり方検討委員会」報告書
- 2 武蔵村山市立小中一貫校開校に向けた取組

第3章 武蔵村山市立小中一貫校村山学園の開校

- 1 手づくりの小中一貫教育
- 2 コミュニティ・スクールとして小中一貫校
- 3 施設一体型小中一貫校の特色ある教育活動
- 4 小中一貫校の特色を生かす新たな学校組織の在り方

第4章 武蔵村山市立小中一貫校大南学園の開校

- 1 学校運営協議会の要望から始まった新たな一貫校構想
- 2 施設隣接型小中一貫校の特色ある教育活動
- 3 「知の統合」「心の統合」「形の統合」を目指す一貫校

第5章 小中連携を生かした五中校区の挑戦

- 1 中学校区を基盤とした特色ある教育活動
- 2 小中連携による校内研究の充実
- 3 校長の発案による「五中校区コミュニティ」の発足

第6章 武蔵村山市立学校における小中一貫教育の推進

- 1 武蔵村山市における小中一貫教育の意義
- 2 施設分離型小中一貫校の推進
- 3 武蔵村山市の義務教育

資 料

武蔵村山市立小中一貫校の在り方検討委員会設置要綱

武蔵村山市立小中一貫校の在り方検討委員会名簿

第1章 求められる小中一貫教育

1 義務教育の課題

周知のように憲法第26条で規定されている義務教育は、学校教育法第19条及び第37条で小学校は6年間、中学校は3年間と、その義務教育諸学校の種類と修業年限が定められ、それぞれの学校種において果たすべき役割を担ってきた。

一般的に小学校においては、学級担任が小学校全科の教員免許を根拠に全教科の授業を行い、中学校においては、教科ごとの専門的な免許をもつ教員が、教科担任制に拠って授業を行っている。また、文部科学省は小学校教育段階の教育目標を「日常生活に必要な各般の能力を養うことにより、社会生活を営むため必要な資質・能力の基礎を身に付けるとともに、自分の個性を発見する素地を育てる。」とし、中学校教育段階の目標を「社会的自立のために必要な資質・能力の育成を図るとともに、生徒の興味・関心、能力・適正等の多様化に対応して、選択による学習を行う。」としている。

このような、授業の行い方や発達段階に応じた目標の違い等から、学校種間の連携・接続の在り方に大きな課題があることが、かねてから指摘されてきた。確たる根拠が明確ではないまま、小中学校それぞれの教員が、学校種間の「文化の違い」や「小中の壁の存在」を感じてきたことは否定できないのである。

しかしながら、文部科学省は、この初等中等教育全体の役割を「社会的な自立に向けて、人間として、また、家族の一員、社会の一員として、更に国民として共通に身に付けるべき基礎・基本を着実に学習し定着させ」「特に進学や職業選択の準備のため、自らの生き方を考えて行動する能力や態度及び主体的に進路を選択する能力を身に付けるとともに、その学習や職業生活を通じて一層伸張されるべき自己の個性を見出しておくこと」とし、だからこそ国の政策として義務教育制度が設けられていることを明確にしている。その意味で、学校種間の様々な課題を看過することはできない。

一方で初等中等教育段階全体を通して見た場合に、子供たちと社会の状況に様々な変化が起こっていることを考慮する必要性があることが指摘されている。

例えば子供の身体や精神の発達の早まりが見られる反面、生活の自立や進路選択の面の自立が遅れている傾向にあると言われている。また、高等学校への進学率が97%を超えていることや少子化、産業構造の変化、生活文化水準の向上等様々な要因により、国民のニーズの多様化が進展していることも忘れてはいけない。

これらの状況を踏まえ、小学校6年間、中学校3年間の義務教育の在り方について、新たな視点で検討が進められている。

2 新しい時代の義務教育

平成17年10月26日中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」の中で、義務教育学校制度（当時仮称）については、学校教育法第1条に規定する「学校」として、現行の小中学校の課程に相当する課程を併せ持ち、義務教育として行われる普通教育を一貫して施す9年制の学校として想定している。

そして、現行の研究開発学校や構造改革特別区域の指定を受けて行われている「小中一貫校」の仕組みを、設置者の判断で「義務教育学校」とする可能性や、カリキュラム区分の弾力化など、学校種間の連携・接続を改善するための具体的な手だてを講じることについて検討を促している。

文部科学省は、初等中等教育の課題や中央教育員議会の答申を踏まえて「義務教育学校制度創設の是非について」検討を進めた結果、その必要性に鑑み、平成27年3月に閣議決定を得て、平成27年6月17日、義務教育9年間を一貫して行う小中一貫校を制度化する学校教育法の改正を衆議院本会議で可決、成立させた。

これにより、「義務教育学校」が学校教育法第1条で学校と位置付けられ、平成28年4月から設置者の判断により置くことができるようになった。

なお、義務教育学校制度の導入に当たっては、その検討の経緯の中で、武蔵村山市が加入している「小中一貫教育全国連絡協議会」による「小中一貫教育全国サミ

ット」において行われる共同宣言（平成23年7月29日）の主張が考慮されており、その共同宣言は以下の通りである。

小中一貫教育全国サミット2011 共同宣言（抜粋）

【サミット宣言】

私たちは、子供たちの確かな学力の向上と規範意識の涵養・社会性の定着に向けて、全国各地における実践の成果を共有し、保護者・地域との連携を深めながら、小中一貫教育の更なる充実を目指します。

私たちは、小中一貫教育を通して子供たちに確かな学力を身に付けさせるとともに、人間性・社会性を育みます。このためには、保護者や地域をはじめ、子供たちを取り巻く社会全体で力を合わせる事が重要です。この間の実践で明らかになった成果と課題を共有し、協力し合い、小中一貫教育の一層の充実・発展に邁進いたします。

小中一貫教育を更に推進するために、義務教育学校の設置を定めた法整備の実現を望みます。

私たちは、地域の実態に応じて小中一貫教育をはじめとした様々な試みを通して、義務教育の質の向上に努め、その成果を共有してまいりました。こうした取組を更に充実・促進するために、義務教育学校の設置を具現化できるような法整備を望みます。

（平成23年7月29日 小中一貫教育全国連絡協議会）

第2章 武蔵村山市の小中一貫教育

1 平成13年度「武蔵村山市幼（保）・小・中学校の連携の在り方検討委員会」報告書（平成14年1月）

武蔵村山市教育委員会は、子供たちを取り巻く状況の変化や子供の耐性、規範意識の低下等の課題解決には、学校・家庭・地域社会が連携して「心の教育」を推進することはもちろん、幼稚園・保育園・小学校・中学校が連携・協力して教育活動を展開する必要があるとして、平成13年度に「武蔵村山市幼（保）・小・中学校の連携のあり方検討委員会」を立ち上げ、幼稚園、保育園、小・中学校の関係者に学識経験者を加えて検討を行っている。このことは品川区が、小中一貫校開設のために構造改革特別区域に認められたのが平成15年であったことを踏まえても、先見性の高い取組であったと言える。

本検討委員会の報告書は、平成14年1月に策定されているが、「規範意識の低下」や「学習指導及び生活指導をめぐる諸問題」の解決のために、保護者・地域を含めた関係機関の連携が必要であるとし、とりわけ幼稚園（保育園）・小学校・中学校が意図的・計画的に連携・協力することを提言した。そして、その具体策として「読書を通じた連携」「体験活動を通じた連携」「行事等における連携」「教職員の研修会及び連絡会を通じた連携」の4点を示し、各校種における取組事例を挙げている。これらの取組事例一つ一つは、まさに現在武蔵村山市の各中学校区を中心に様々な形で展開されており、本報告書の先見性の高さと重要性がうかがえる。また、報告書の中で述べられているいくつかの視点には、現在の武蔵村山市の小中連携教育の充実を実現に導いたキーワードが2点示されている。一つは「連携を実現するために最も大切なことは、教職員の意識改革である。」もう一つは「義務教育9年間を通して基礎学力の定着を図る。」である。

キーワードの1つ目は、前述した、授業の行い方や発達段階に応じた目標の違い等から、学校種間の連携・接続の在り方に見られる大きな課題の解決には、まさに

「教職員の意識改革」が欠かせないことを指摘しており、現在の武蔵村山市の小中連携教育は、全教職員の意識改革があったからこそ実現していることを示唆するものである。

また、2つ目のキーワードは、現在盛んに行われている中学校区を基盤とした校内研究の中で、児童・生徒のよりよい「学び」や「育ち」を保障していくために、小中学校の教職員が常に意識している「義務教育9年間を見通した教育活動」は、もはや武蔵村山市の学力向上策に欠かせない視点となっている。

以上のことなどから、本報告書に示された「精神」とも言える基本的な考えが、現在の武蔵村山市における小中連携教育の基盤となっており、その後の小中一貫校構想の発端となっているのである。

2 武蔵村山市立小中一貫校開校に向けた取組

平成15年2月、「武蔵村山市立学校特色化推進プラン検討委員会」は「特色ある学校づくり推進プラン（報告）」を策定した。報告書では21世紀を迎え、子供たちにはこれまでの「財産維持型」の教育から「未来志向型」の教育を提供する必要があるとし、次の5つの特色ある学校づくりを提言している。

1つ目は「人間形成としての基礎・基本を学ぶ学校」で、これは基礎・基本となる学習内容のカリキュラム構成を工夫し、個別指導や習熟度別授業、ティームティーミング等による2年間を統合した単元構成の導入を提案している。

2つ目は「教育活動に独自性を発揮する学校」で、独自性の具体例として「地域の環境や伝統・文化を活用する学習」や「英語教育」、「情報教育」の充実などを挙げている。

3つ目は「自己評価システムを確立する学校」で、保護者・地域の評価を活用しながら、教材開発の在り方や指導方法の改善等を図り、この取組を通して学校公開や学校評議員制度の質的向上を実現させようとするものである。

4つ目は「地域と一緒に、教育課程を編成・実施する学校」で、これはまさに平成26年度までに武蔵村山市が全校指定となった、コミュニティ・スクールの導入

を提言したものである。

5つ目は「子供の成長・発達の一貫性を重視する学校」で、平成14年1月の「武蔵村山市幼（保）・小・中学校の連携のあり方検討委員会報告書」の内容を受け、小中一貫校の導入を提言しており、このことで「生徒指導や進路指導の充実、教師の研究活動の専門化・多様化など」が図られることをねらいとしている。

本報告書は、これら5つの具体的な提言に加え、武蔵村山市の学校教育の特色化を図るための今後の課題として「児童・生徒数の減少や立地条件等から将来を展望した場合、第四小学校と第二中学校は、今後一層連携を深めるとともに、義務教育9年間の一貫した教育を推進する小中一貫校として両校を統合すること」の有効性について検討することを示している。

第3章 武蔵村山市立小中一貫校村山学園の開校

1 手づくりの小中一貫教育

平成13年度「武蔵村山市幼（保）・小・中学校の連携のあり方検討委員会報告」及び平成14年度「武蔵村山市学校特色化推進プラン検討委員会報告」で、武蔵村山市の小中一貫校開校に向けて、様々な角度から提言を受け、平成15年度「21世紀における学校のあり方に関する懇談会」、平成16・17年度「武蔵村山市立小・中一貫校検討委員会」が設置され、市立第四小学校・第二中学校を具体的なターゲットとした検討が進められた。そして平成17年度「武蔵村山市立小・中一貫校検討委員会報告書」には、「第四小学校と第二中学校が小・中一貫校となり、そこで『人間力』を育てる学校として、小・中一貫校でない他の学校に対して、小・中連携教育の視点から多くの示唆を与えることになるだろう。」と述べられ、平成18年度に「武蔵村山市立小・中一貫校基本計画策定委員会」が設置された。

このような検討を進めた経緯の中で、常に重視された視点がある。それは、武蔵村山市の小中一貫校構想は、本市の小中学校が共通に抱える学力向上や生活指導に関わる課題を解決するためのパイロット校としての役割を担うことを目的にもたれたものである。この目的を達成するためには、小中一貫教育の理念に市民の声を反映することや、市内全小中学校の教員が共通の目的意識を共有することが極めて重要なことであるという視点である。したがって平成14年度から平成17年度に設置された各委員会には、構成員に必ず市民の代表、市内各校の教員の代表を加えた。そして平成18年度から平成20年度までの計画策定には、主として教育委員会事務局が関わったが、小中一貫教育カリキュラムについては市内全小中学校の延べ200人以上の教員が参画しているのである。

「武蔵村山市立小・中一貫校基本計画策定委員会」による基本計画や実施計画の内容について、平成19年度に5回、平成20年度2回の保護者・地域に向けた説明会が実施された。合わせて7回の説明会にはおよそ350人が出席しているが、平成22年度の開校当時の児童・生徒数がおよそ580人であることから、当時

の注目の高さをうかがわせる。

武蔵村山市における小中連携教育推進の発信校という役割を担う小中一貫校は、「地域の学校」として教育理念を保護者・地域の方々に十分理解していただき、「地域の中で新たなシステムの学校を共に創り上げる」という視点が欠かせない。

そこで、平成20年度に設置した「武蔵村山学園（仮称）開校準備委員会」に、保護者・地域・学校・教育委員会事務局等で構成する5つの分科会組織を設けた。それぞれ「学園名策定分科会」、「学園歌策定分科会」、「標準服導入検討分科会」（標準服を導入するか否かについて検討）、「標準服導入検討分科会」（標準服のデザイン等について検討）、「芝生サポート運営分科会」とし、保護者・地域の代表が積極的に発言・提案され、よりよい小中一貫校開校に向けた活発な議論が展開された。そして、これらの活動が基盤となり、学校・保護者・地域が一体となって取り組んだことで「手づくりの小中一貫校」村山学園が平成22年4月に開校した。

2 コミュニティ・スクールとしての小中一貫校

平成16年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、保護者や地域の方々がその意向を学校運営に反映させるために設置される学校運営協議会を通じて、学校運営に参画し、学校と地域が一体となって特色ある学校づくりを進めるコミュニティ・スクールの制度が導入された。

武蔵村山市における小・中一貫校構想の中で、このコミュニティ・スクール導入については平成17年度の「武蔵村山市立小・中一貫校検討委員会報告書」の中で既にその必要性に触れている。報告書では、学校組織力を充実させる方策として「本市が小・中一貫校を開設する際は、（学校運営協議会を設置し）校長の学校経営計画や教職員の配置について意見具申を行い、小・中一貫校経営の透明性を確保するとともに、保護者及び地域住民からの支援を担保することができる。」とし、コミュニティ・スクール導入を検討するよう提言されている。

この提言を踏まえ、平成20年度に「武蔵村山市立小・中一貫校カリキュラム作成委員会」及び「武蔵村山学園（仮称）開校準備委員会」において、開校する小・中一貫校のコミュニティ・スクール導入と武蔵村山市立学校全校への導入の可否に

ついて検討を行った。この検討を進める中で、判断の一つの基準となったものが、前述した5つの分科会である。5つの分科会における、小中一貫校開設に向けた学校・保護者・地域による活発な議論や、相互の連携・協力の取組を通して、武蔵村山市の小中一貫校がコミュニティ・スクールとなることは、必然であると認識できるようになっていったのである。また、平成17年度に始まった学校評議員制度や平成20年度に導入した学校関係者評価委員会制度、さらに平成10年度から続く「中学校区教育推進協議会」の活動も、コミュニティ・スクール導入の判断を支える取組となっていた。

小中一貫校村山学園のプレ開校に当たる平成21年度に「武蔵村山市立学校コミュニティ・スクール制度導入検討委員会」が設置され、村山学園はもちろん、将来的に市内全校がコミュニティ・スクールとすることが提言され、村山学園は、平成23年度に、市内全小・中学校は平成26年度までにコミュニティ・スクールとなった。

3 施設一体型小中一貫校の特色ある教育活動

昭和41年度に共に開校した第四小学校及び第二中学校は、東西一列に配置され、その間隔はわずか7メートルであった。さらに、各階の高さや校舎の幅も同じという好条件を受け、7メートルの接続棟を増築することで多摩地区初の施設一体型小中一貫校となったのである。

この施設一体型小中一貫校の大きな特徴の一つとして、校長1人、副校長3人という管理職の体制が挙げられる。開校時の平成22年度は校長が小学校籍であったことから、副校長は小学校籍1人、中学校籍2人とした。これにより、小中一貫校が「一つの学校」として機能するために、校長のリーダーシップが発揮できる体制が構築できた。

村山学園では、カリキュラムの一貫性による小中一貫教育だけではなく、施設一体型の利点を生かした様々な教育活動を展開している。中でも児童・生徒や教職員が、ほとんど時間的なロスが無い状況で交流できることを生かした活動は、まさに

小中一貫校ならではの取組と言える。

児童・生徒と一緒に授業を受ける交流授業や小・中学校の教員が保有する免許を生かして行う協力授業、一部教科担任制などはその代表的な取組である。さらに、運動会や合唱コンクール、学芸会等の学校行事に児童・生徒が発達段階に応じた役割をもって参加したり、全9学年が学級対抗で行う「全校大縄大会」を実施したりするなど、一体型の施設を生かす中で、児童・生徒が9年間の義務教育を通して成長する姿を見取ることができる。

平成27年度から、7年生から9年生の生徒が6年生以下の児童の放課後の補習を支援する、「パワーアップタイム」が始まった。生徒が担当する学年の児童の教室に出向き、基礎的な学習について支援するものだが、この取組は生徒に自己有用感や達成感をもたらし、児童には理想の生徒像を抱かせる機会となっており、施設一体型小中一貫校の利点を生かす有意義な取組となっている。

4 小中一貫校の特色を生かす新たな学校組織の在り方

武蔵村山市の多くの教員がその作成に関わった、義務教育9年間を見通した小中一貫教育カリキュラムや施設一体型の校舎、コミュニティ・スクールの指定など、小中一貫校として特色ある教育活動を様々に展開していくための要素は揃った。しかしながら、最後まで残された課題が学校種間の「文化の違い」や「小・中の壁の存在」であった。そしてこの課題の要因は、分掌組織の在り方に拠るところが大きかった。

第四小学校と第二中学校を合わせたとき、教務主任も生活指導主任も、小学校籍・中学校籍合わせて2人いる。どの校務分掌も同様である。中でも生活指導は、果たすべき役割は小・中学校で違いがあり、村山学園としての生活指導上の課題が、全教職員共通の課題とならず解決に時間を要することが多々あった。「すがた、かたち」は一貫校でも、中身が「一つの学校」になりきれていなかったと言える。

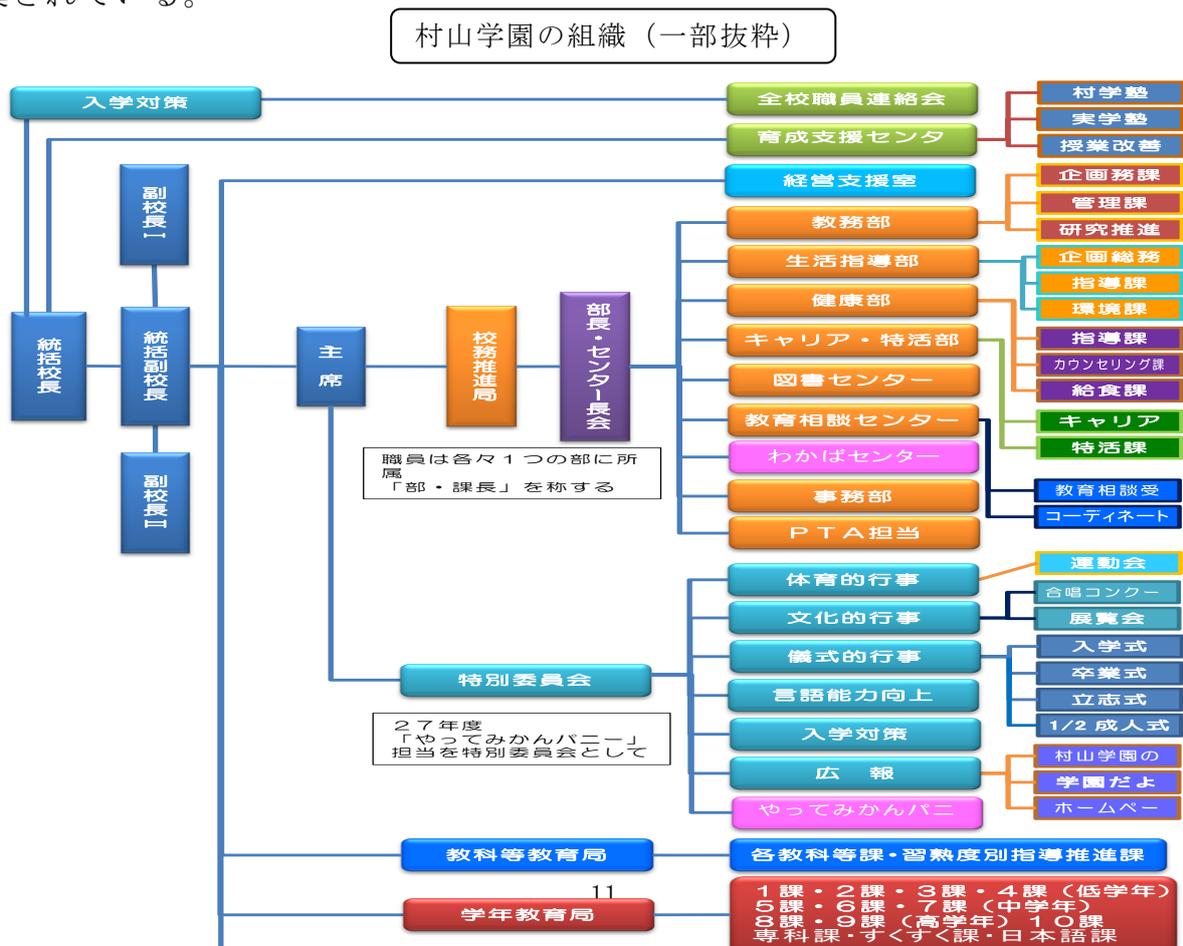
そこで、様々な試行錯誤を重ね平成26年度から、校長のリーダーシップにより「村学校務システム」と名付けた「局・部・課」制度を校務分掌に導入した。まず、

管理職の直ぐ下に「主席」を置いた。ここには、村山学園の開校に関わり、長く教員のリーダー格として活躍してきた主幹教諭を充てる。その下に、いわゆる幹部教員で組織する「校務推進局」と学力向上に係る「教科等教育局」、全学年を統括する「学年教育局」を置いた。

そして教務部や生活指導部にはそれぞれ1人の「部長」を置き、小学部・中学部の両方を統括させる。さらに、ベテランの教員は「図書センター長」「教育相談センター長」等の役名を付け、モチベーションの向上を図った。その他学校行事等を扱う「特別委員会」や新たな課題に即時に対応する「プロジェクト」チームも分掌に位置付け、全教職員が小学部・中学部の壁を廃して、各局・部・課等が受け持つ全ての活動について責任をもって取り組むシステムとしたのである。

この組織改革による最大の成果は、平成13年度の「武蔵村山市幼（保）・小・中学校の連携のあり方検討委員会報告」の中で指摘された「教職員の意識改革」に現れている。様々な課題の対象が児童であろうが生徒であろうが、村山学園の子供に関わる課題解決に望む、小中教職員の賢明な姿が見られるようになった。

このような校務分掌の改善の他、小学部の移動教室の引率に中学部の教員が加わったり、中学部スキー教室の引率に小学部時代の担任が加わったりするなどして、小中一貫校村山学園の全教職員が義務教育9年間の子供の育ちを支える体制が構築されている。



第4章 武蔵村山市立小中一貫校大南学園の開校

1 学校運営協議会から始まった新たな一貫校構想

平成21年度の「武蔵村山市立学校コミュニティ・スクール制度導入検討委員会」の提言を受け、市立第七小学校と第四中学校が平成25年度にコミュニティ・スクールとなった。両校は村山学園と同様に道一本隔てただけの隣接地にあり、これまでも児童会と生徒会の交流や、両校教員による研究活動等様々な形で小中連携を進めてきた。地域の方々も、第七小学校を卒業した大半の子供が第四中学校に進学することから、継続して学校支援に取り組んでくださる方が多く、小中連携の意義も実感していただいている。このような中で始まった学校運営協議会では、両校の教育活動の充実に向けた様々な取組が提案されるとともに、その実現のために労を惜しまず協力していただいている。

学校運営協議会の話し合いが重ねられる中で、両校の委員が実感として語られたことが、「七小と四中が落ち着くと、地域が落ち着く」という認識である。その意味で両校が連携をより密接にし、義務教育9年間を見通した教育活動を展開することは、よりよい地域づくりにつながるとの認識が共有されていった。

平成26年2月、第七小学校及び第四中学校両校の学校運営協議会会長が連名で「武蔵村山市立第七小学校と第四中学校の小中一貫校開設の御要望」を教育委員会に提出した。同要望については、平成26年第2回教育委員会定例会において教育委員各位から開校に向けた期待が表明されたことから、平成27年4月プレ開校を目指すことになった。また、同時に「小中一貫校開設準備委員会」が第七小学校及び第四中学校の学校運営協議会委員によって設置された。

2 施設隣接型小中一貫校の特色ある教育活動

平成27年4月にプレ開校を迎えた小中一貫校大南学園は、平成22年度に開校した小中一貫校村山学園とは違う、新たな小中一貫校の在り方を示していくことに

なる。

大南学園の特徴は施設が隣接型であることと、校長が小学校籍1人、中学校籍1人、副校長も小学校籍1人、中学校籍1人という管理職の体制で、第七小学校は小学校としての特色ある教育活動を、第四中学校は中学校としての特色ある教育活動をそれぞれのよさや伝統を生かしながら行っていくことである。その上で施設が隣接している条件を最大限に生かし、義務教育9年間を見通した小中一貫校としての特色ある教育活動を展開していくものである。したがって、例えば運動会等の学校行事はそれぞれの学校が企画・運営を行うが、その中で、小学校の運動会の運営に中学生が参画したり、中学校の運動会の競技に、高学年児童が参加したりするなどの活動を行っている。

また、伝統的に行われてきた児童会、生徒会合同の朝の挨拶運動が継続されており、この活動をリードする中学生の姿から「目指すは四中生」という児童にとっての内面的な目標をまたせる機会に成っている。この活動には、両校の学校運営協議会が賛同し、地域の方々が児童・生徒の登校時に家の前に出て挨拶を交わす「のき先挨拶運動」が始まった。さらに、小中連携による校内研究も、充実させ、義務教育9年間の学びをつなぐ「ブリッジプログラム」の開発に取り組むとともに、東京都の「ICT教育環境整備支援事業」による、タブレット端末を活用した授業改善は、今後、武蔵村山市全体のICT教育の充実に寄与することとなっている。

3 「知の統合」「心の統合」「形の統合」を目指す一貫校

小中一貫校大南学園は、地域の期待に応え、地域とともに創る学校としてアクションプランを示している。また、校訓を「自主創造」と制定し、共通の教育目標を「自主・自立」「共生・貢献」「健康・大志」と定めた。これらの教育目標は、大南学園で過ごす9年間を通して、子供たちが自らすすんで困難に立ち向かい、自分らしく解決していくことのできる一人一人であってほしいとの願いが込められている。これは平成17年度の「武蔵村山市立小・中一貫校検討委員会」報告書に示された「社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きてい

くための総合的な力」である「人間力」に通じるところがあるといえる。そして、これらの児童・生徒を育てていくため具体的な取組や行動を「知の統合」「心の統合」「形の統合」とし、実践している。

「知の統合」とは、義務教育9年間の成果として学力の定着を保障するための取組である。そのために、第七小学校では「わけをそえて」、第四中学校では「理由を述べて」という学習行動目標を児童・生徒に明示し、教員はこれを重視した学習活動を展開している。また、両校共通の取組として※「N I E（エヌ・アイ・イー）」を取り入れた学習活動を行っている。

さらに、小・中学校教員による合同校内研究で、各教科の指導の系統性を重視した「ブリッジプログラム」を策定し児童・生徒の学びの継続性の担保や、学習の基礎・基本の定着及び学習意欲の向上を図る取組を進めている。この取組は、中学校教員の教科の専門性を生かしながら、全科で小学校教員と連携した、子供たちの学びの連続性を保障していく中で、教職員一人一人の小中一貫教育の必要性に関する認識を高める取組となっている。

「心の統合」として、ラオスの学校建設支援や学校間交流を目指した「ワンコインスクール・プロジェクト」や地域貢献となる「クリーン作戦」等を、共通の教育活動としている。また「目指すは四中生」を意識化させる、中学生による「ミニ先生」や行事での「おもてなし係」等により、児童・生徒の一体感を醸成させている。

「形の統合」とは、第七小学校と第四中学校を繋ぐ渡り廊下の新設の他、標準服やシンボルマーク、学園歌、学園手帳等の制定・作製である。これらは、大南学園としての一体感を醸成するためのものであるが、その制定・作製に当たっては、ブリッジプログラム策定に関わっている組織を使い、学園歌の歌詞を両校の国語担当教員が、曲は音楽担当教員が、シンボルマークには図工・美術担当の教員が関わるとともに児童・生徒はもちろん、様々な形で保護者・地域・教育委員会事務局が関わっている。

※「N I E（エヌ・アイ・イー）」

「Newspaper in Educatin」の略語で、新聞を教材として活用する学習活動

第5章 小中連携を生かした五中校区の挑戦

1 中学校区を基盤とした特色ある教育活動

市立第二小学校、第八小学校、第十小学校、第五中学校の4校は、いわゆる五中校区として小中連携教育を推進してきた。特に平成19年度に東京都教育委員会から受けた「日本の伝統・文化理解教育推進モデル地域」としての3年間、平成23年度に同じく東京都教育委員会から受けた「言語能力向上推進事業」としての3年間、この4校が相互に切磋琢磨しながら、五中校区として目指す児童・生徒像の実現に向けて取り組んだことが4校の結束を高める大きな要因となっている。

「日本の伝統・文化理解教育推進モデル地域」及び「言語能力向上推進事業」はそれぞれ、五中校区としてその成果を広く発表した。発表会当日は会場校となった第八小学校及び第十小学校で小学生、中学生両方の授業を参観できるという、他に類を見ない発表方法をとったことも四校の連携の高さを周知することとなった。

4校は各校共に個別に特色のある教育活動を展開している。第二小学校は、平成25年度に「完全午前5時間制」を導入し、生み出された放課後の時間を活用して、平成27年度に文部科学省から教育課程特例校の指定を受け、部活動の小学生版ともいえる「エキスパートタイム」を創設し、書道や美術等の文化系や野球や陸上などの運動系の活動に同好の子供たちが参加している。

また第八小学校は、平成19年度に本市で初めて「完全午前5時間制」を導入した学校で、同じく放課後の時間を利用して、年間延べ2000人にのぼる地域の方々や都立村山高校の生徒の支援の元、「ふれっチャ（ふれあいチャレンジ）タイム」を設定し、子供たちが絵手紙やバトンなど様々な体験活動に取り組んでいる。

第十小学校は、東京都教育委員会の「日本の伝統・文化理解教育推進モデル地域」として校庭に土俵を設置し、体育科の授業の中で相撲を取り入れ、体力向上及び礼儀作法の習得、規範意識の醸成を図っている。この活動はその成果が市内全校に認められ、武蔵村山市の参加を希望する全ての子供が集う「村山っ子相撲大会」の開催につながった。

第五中学校は、生徒の自主・自立を重んじた運動会の運営が特徴的で、毎年参観者の感動を呼ぶ学校行事が行われている。また、近隣の小学校に生徒が出向き、小学生を相手に読み聞かせを行う活動に取り組んでおり、児童の読書意欲を高める上で大いに貢献している。

このような4校のそれぞれの児童・生徒の活気ある活動が、五中校区としての児童会・生徒会の交流や都立村山高校の吹奏楽部や地域のアンサンブルバンドも参加する「みんなの音楽会」等の活動において発揮されている。そして、これらの活動の運営には、教職員はもちろん、保護者・地域の方々が積極的に関わっていただき、毎年盛大に開催されている。

2 小中連携による校内研究の充実

前述したように五中校区の4校は、平成19年度から3年間指定された東京都教育委員会「日本の伝統・文化理解教育推進モデル地域」、平成23年度から3年間指定された東京都教育委員会「言語能力向上推進事業」と、長く小・中連携して校内研究に取り組んできた。

まず「日本の伝統・文化理解教育推進モデル地域」としての研究においては、「我が国と郷土を愛する児童・生徒の育成」「日本の伝統・文化を尊重し、誇りをもって生き抜く精神を培う」「国際社会の平和と発展に尽くそうとする人間を育成」という3つの目的を掲げ、第二小学校では「自校の郷土の特色を教材化した授業づくり」を中心に校内研究に取り組み、第八小学校では「日本の伝統遊びを教材化した授業づくり」を目指した。また、第十小学校では「国技相撲を教材化した授業づくり」を進め、第五中学校では「教科指導を通じた我が国と郷土を愛する態度の育成」等について研究を進めた。さらに、音楽や道徳、体験活動等に小・中連携の視点を加え、9年間を通して児童・生徒に我が国と郷土を愛する態度を身に付けさせるための、具体的な方策について四校が密接に連携して提案することができた。

平成21年度に行われた研究発表会当日は、第十小学校に4校の代表児童・生徒が集まって研究授業を行った。都内全域から訪れた参会者は、1つの学校で小学校、

中学校両方の研究授業を参観することができるという、発表の形式や内容から多くの学びを得る機会となった。

次に平成23年度から3年間指定を受けた東京都教育委員会「言語能力向上推進事業」の研究においても、常に小・中連携の視点が活かされた。

毎月行われた4校の校長・副校長・研究主任が集まる「五中校区合同研究推進委員会」では、各校の研究の進捗状況を把握し、五中校区としての研究の進行管理をしながら機能的な研究が進められた。

本研究においては9年間を通して児童・生徒に身に付けさせたい力を「五中校区スタンダード」と名付け、4校が目指すべき児童・生徒像を共有しながら日々の授業実践を重ねたことが高く評価される研究となった。この取組は、保護者・地域からも評価され、その後の五中校区としての様々な教育活動に関わる保護者・地域の方々にとっても大切な指標となっていくとともに、五中校区全体の教職員にとって、小中連携の意義を実感させるものとなった。

3 校長の発案による「五中校区コミュニティ」の発足

五中校区においては、第八小学校が平成24年度からコミュニティ・スクールとなり、先進的な取組を進めてきた。中でも保護者・地域の方々の協力による「ふれっチャ（ふれあい・チャレンジ）タイム」の取組は、市内でも模範的な活動として知られており、平成26年度には文部科学省から優れた「地域による学校支援活動」として表彰を受けている。

第八小学校のコミュニティ・スクールとしての取組は五中校区の他の3校にとっては大いに刺激となり、第二小学校、第十小学校、第五中学校が平成25年度に揃って学校運営協議会の設立準備委員会を立ち上げた。

そこで、4校の校長は平成26年4月に五中校区の全ての学校がコミュニティ・スクールとなることを見越して、学校ごとの学校運営協議会の設置のみならず、五中校区として学校運営協議会を設置していくことを協議した。

そして平成25年11月に「武蔵村山市立第五中学校校長会」による「中学校区コミュニティ・スクール構想」を策定し、そのテーマを「小・中連携で地域が変わる、子供が変わる」とした。

構想では「五中校区コミュニティ・スクール委員会」は、4校の学校運営協議会会長と学校運営協議会に置かれた各部会の会長、地域の「おやじの会」代表、PTA役員代表等によって構成され、義務教育9年間を通して「一つの学校」ではなく「一つの地域」として児童・生徒に関わり、見守り、育てるための取組を進めていくこととした。

平成26年度から、五中校区の4校全てがコミュニティ・スクールに指定されるとともに、「五中校区コミュニティ」がスタートした。4校は各校の学校運営協議会による「みんなの音楽会」などの特色ある教育活動の他、中学校区としての「みかん狩りハイキング」等の地域行事の充実に取り組み、地域の連携・絆を深める活動が展開されている。そして定期的に行われる「五中校区学校運営協議会」においては、「わたしたちは、校長がどのような学校づくりをしていきたいと考えているかということ、明確に示していただければ、その実現のために力を尽くします。」といった、各校校長の経営方針を支えるための力強い発言が多く聞かれている。

第6章 武蔵村山市立学校における小中一貫教育の推進

1 武蔵村山市における小中一貫教育の意義

武蔵村山市の市立学校において、小・中一貫教育を推進する意義は、既に述べたとおり、平成13年度の「武蔵村山市幼（保）・小・中学校の連携のあり方検討委員会報告」で明らかにされ、子供たちを取り巻く状況の変化や子供の耐性、規範意識の低下等の課題解決に、必要な施策として提言されてきたものである。

そして、事実平成22年度に開校された本市初の小中一貫校村山学園の実践の成果は、不登校率の改善や学習意欲の向上、生活指導の改善といった具体的な成果を挙げてきた。このことを踏まえ、保護者・地域の期待を受けて平成28年度の本開校を目指す、2校目の小中一貫校大南学園の現状は、平成13年度に示された提言を確かなものとする実践が行われている。

武蔵村山市の子供たちの学力向上や体力向上、規範意識の醸成といった今日的な教育課題を一つ一つ具体的に解決していくためには、少しでも長く、少しでも多くの教職員が子供たち一人一人と関わり、見守っていくことが最も有効な手だてであることを、各校の校長を始めとする全教職員が校村山学園の成果から実感してきた。だからこそ、中学校の教職員が常に連携しながら一人一人の授業力の向上に取り組み、9年間の系統的な学びを保障するための実践を重ねている。また、生活指導上の課題を、小学校卒業後も小・中学校の教員が互いに共有し、連携し、課題解決を図ることがどの学校でも同様に行われてきたことが、武蔵村山市の特徴ともなっている。このように、単に形ではなく、武蔵村山市の教育活動をより充実したものにするために、そして様々な課題を解決するためのより具体性のある有効な手だてとして、小・中一貫教育が実践されていると言える。その意味で、平成13年度の「武蔵村山市幼（保）・小・中学校の連携のあり方検討委員会」設置に始まる武蔵村山市教育委員会のこれまでの取組は、大いに評価するものであると同時に、今後も小中一貫教育の充実に積極的に関与していくことを期待する。

2 施設分離型小・中一貫校の推進

国は「義務教育学校」を「施設一体型」「施設隣接型」「施設分離型」の3つのスタイルで示している。これらのスタイルは、単純に全国の施設の状況を考慮するとそうならざるを得ないものであるが、それ以上にそれぞれのスタイルに応じた特色ある教育活動が展開されることが想定されている。

武蔵村山市においても、前述したように施設一体型の小中一貫校村山学園と施設隣接型の大南学園では、スタイルはもちろん、運営組織も大きく違い、おのずと教育活動も両校の個性が発揮されたものとなっている。

武蔵村山市は管理運営規則上、9つの小学校と5つの中学校が存在する。その内、小学校2校、中学校2校が小・中一貫校として教育活動を展開している。残る第一中学校区、第三中学校区、第五中学校区の小学校7校と中学校3校においては、前述した五中校区のように小・中連携教育が推進されている。中でも、五中校区は小・中学校の教職員の連携のみならず、保護者・地域を加えた地域が一体となった小・中連携が行われている点で、先進的であると言える。

五中校区のスタイルは施設の状況から、国がいう「施設分離型」にあたるが、注目すべきは、前述したように五中校区として義務教育9年間を通して目指すべき児童・生徒像を「五中校区スタンダード」として明確にし、五中校区で関わる全ての教職員、保護者、地域の方々がその実現を目指して連携しており、その数々の取り組み成果が、子供たちの日常に現れ始めていることである。

五中校区では夏季休業期間中に毎年、四校の教員を対象に合同研修会を開催している。ここでは国語、社会、算数・数学、理科、音楽・図工美術・技術家庭、保健体育・養護、英語活動・英語、道徳、特別活動・児童会・生徒会の10の分科会が設定され、小・中学校の教員が互いに触発し合い、五中校区の児童・生徒の学力向上、体力向上、規範意識の醸成を願い研修を重ねている。そしてここで得られた成果が「五中校区スタンダード」に反映され、「小・中連携」から「小・中一貫」への流れが着実に進められている。その意味で、武蔵村山市においては、既に施設分離型の一貫教育が、五中校区の実践を通して、一定の成果を得る取組として広く認識されていると言える。

3 武蔵村山市の義務教育

国が「義務教育学校」の考え方を示す前に、武蔵村山市の学校教育においては、全ての中学校区で義務教育9年間を見通した意図的・組織的な教育活動が展開され、これらの取組を、平成26年度に全ての学校がコミュニティ・スクールとなったことを踏まえ、保護者・地域が一体となって支える仕組みが構築されている。

そこで、学識経験者、市内全校校長、学校運営協議会代表で構成される本検討委員会においては、現在の施設一体型小中一貫校村山学園、施設隣接型小中一貫校大南学園に加え、第一中学校、第三中学校、第五中学校の3つの中学校区を基盤とした施設分離型の小中一貫校開校への期待が表明された。

武蔵村山市の中学校は学校選択制をとっていることから、生徒は中学校進学の際にその校風や部活動の状況、友人関係等を考慮した選択ができることになっている。さらに、例えば五中校区を例に挙げると、第十小学校の卒業生は通学区域の関係でほとんどの卒業生が第五中学校に進むが、第二小学校及び第八小学校の卒業生は、第五中学校に進む卒業生と第一中学校に進む卒業生がほぼ同数である。したがって武蔵村山市が取り組むべき小・中一貫教育とは、それぞれの小学校はそれぞれの小学校という組織がもつ特徴を生かしながら、そして、それぞれの中学校はそれぞれの中学校という組織がもつ特徴を生かしながら教育活動を展開し、その上で中学校区に存在する小学校と中学校が連携することで生み出される新たな価値を子供たちに味わわせ、身に付けさせることを目指す教育活動であると考え。その意味で、現在各学校において展開されている特色ある教育活動を生かしながら、小・中連携することの意義を踏まえ、「小・中連携」から「小・中一貫」へと前進していくことが求められる。

なお、武蔵村山市において新たな小・一貫校構想を進めるに当たっては、学校運営協議会を始めとする地域の期待や願いを受け止めながら、各校校長によるリーダーシップが発揮されることを期待する。

武蔵村山市立小中一貫校の在り方検討委員会設置要綱

平成27年4月21日

武蔵村山市教育委員会教育長訓令第17号

(設置)

第1条 武蔵村山市立の小学校及び中学校における義務教育9年間の系統的な教育活動の一層の推進を目指し、武蔵村山市における小中一貫校の在り方を検討するため、武蔵村山市立小中一貫校の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、小中一貫校の在り方に関する次の事項について検討し、その結果を武蔵村山市教育委員会に報告する。

- (1) 小中一貫校の導入に関すること。
- (2) 小中一貫校の施設の設置形態に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が小中一貫校の在り方に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人で組織する。

2 委員は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 武蔵村山市立小中一貫校の校長 1人
- (3) 武蔵村山市立小学校の校長 8人
- (4) 武蔵村山市立中学校の校長 4人
- (5) 武蔵村山市立学校運営協議会規則（平成23年武蔵村山市教育委員会規則第1号）第10条第1項に規定する学校運営協議会の会長 3人
- (6) 武蔵村山市立の小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒の保護者 1人
- (7) 教育部学校教育担当部長の職にある者
- (8) 教育部教育指導課指導・教育センター担当課長の職にある者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、前条第2項第1号に掲げる者である委員をもって充て、副委員長は同項第2号に掲げる者である委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育部教育指導課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月21日から施行し、同年3月23日から適用する。

武蔵村山市立小中一貫校の在り方検討委員会 名簿

所 属	氏 名	備 考
東京大学大学院 教育学研究科准教授	藤江 康彦	委員長
小中一貫校村山学園 統括校長	齋藤 実	副委員長
第一小学校校長	鶴田 浩二	
第二小学校校長	池谷 光二	
第三小学校校長	染谷 由之 (～平成27年3月31日) 前川 潤 (平成27年4月 1日～)	
小中一貫校大南学園 第七小学校校長	小野江 隆	
第八小学校校長	牧 一彦	
第九小学校校長	小瀬 和彦	
第十小学校統括校長	榊 尚信	
雷塚小学校校長	村下 俊文 (～平成27年3月31日) 井内 潔 (平成27年4月 1日～)	
第一中学校校長	青木由美子 (～平成27年3月31日) 島田 治 (平成27年4月 1日～)	
第三中学校校長	栗原伊知郎	
小中一貫校大南学園 第四中学校校長	尾崎 光治	
第五中学校校長	井口 寛隆	
小中一貫校村山学園 学校運営協議会代表	荒澤みや子	
小中一貫校大南学園 学校運営協議会代表	森田 裕	
五中校区 学校運営協議会代表	鈴木 成夫	
保護者代表	古川 敦司	
学校教育担当部長	榎並 隆博	事務局
指導・教育センター 担当課長	小嶺 大進	事務局

武蔵村山市における小中一貫教育の在り方について

(平成27年10月)

事務局 武蔵村山市立小中一貫校の在り方検討委員会
武蔵村山市本町一丁目1番地の1
武蔵村山市教育委員会教育部指導課

電 話 042-565-1111 (内線440)

F A X 042-566-4490